

神奈川最賃千円裁判傍聴記（二十）

下山房雄（かながわ総研元理事長）

15年6月8日の第20回裁判—この日のわれわれ原告側の行動は、11:00～11:10裁判所前宣伝行動（原告からのアピールなど）、11:20～11:30傍聴抽選（84席に対する72名行列で抽選なし）、11:40～11:47裁判傍聴（原告11名、原告側弁護士6名出席など）、報告集会12:00～12:50（田淵、小賀坂両弁護士からの解説、原告8名からの迫真の所感表明など）、デモ13:00～13:15（裁判所—日本大通り—横浜市役所）という展開であった。

昨年6月15回裁判からの石井浩裁判長が、12月18回裁判で、原告側の要求する「証人尋問、原告本人尋問は不要」の判断を示して以来、この裁判の焦点と成り、緊張事態をもたらしていた問題について、今20回裁判で一つの決着をみた。証人尋問原告本人尋問を全く行わないとの訴訟指揮ならば裁判官忌避手続きを行うとの方針で臨んだ4月の19回裁判に石井裁判長が現れず代わって裁判長席に就いた徳岡裁判官が証人等採否は「なお慎重に決定する」との判断で一回先延ばしにした結論は「原告側申請の本人尋問9名各30分は、原告側人選の4名各15分で認める。学者等の証人尋問申請は不採用」との内容であった。言い渡した裁判長は石井浩之。徳岡治前裁判長は今回は右陪席。こういった裁判体の目まぐるしい変化の理由は何？ 裁判冒頭に田淵弁護士が理由によっては忌避理由に加えることも考えて質問したが、裁判所は答えずであった。

裁判体の異例の反復交代の過程で、尋問採用ゼロの方針が、原告尋問4名採用に方針が変わったわけだ。原告側の運動—証人&原告尋問採用せよとの葉書（神奈川労連経由の2658通他に直送分あり）の提出行動7回、うち4回は「裁判官は職務を放棄するな」「石井浩裁判長は証人採用を行え」「裁判長は原告の声を聞け」「証人採用拒否ならば裁判官の忌避申し立て」とのタイトルのピラ配布を含む裁判所前の宣伝活動などが、その変化に大きく関わっているだろう。ともあれ、この変化で裁判官忌避の方針実践は回避された。証人4人は全面不採用だが、その意見書4通は、既に証拠として採用済みであり、原告最終弁論の準備書面ですでにそこらから引用することで活かしたいと田淵主任弁護士からは解説された。

既に20人近くの原告が各回裁判で陳述を行ってきたが、裁判体が変わってきたこともあり、また法手続き的にいって原告陳述は裁判官の心証形成に関与しなくても判決上の証拠としての事実提起には成らないとのことだ。原告本人の生活と労働の実態のより強いアピールが期待される原告本人尋問の次回裁判は8月20日。あと数回で結審—判決という局面になった。被告＝国側が初めから一貫して主張、さらにこの5月29日付けで提出された被告「意見書」でも繰り返された「門前払い」の主張（①処分性無し—この議論は私には未だよくわからない立法で決まった一律の行政処分で裁量の余地無しだからという風に理解したのだが被告は立法の解釈における行政の裁量の余地を大きく主張しており矛盾しているとの私の理解だ②原告適格性無し—裁判の最初の局面で佐村裁判長は時給900円なら100円経済損失を受けており適格性ありと述べた③最賃時給千円以上にならなくとも重大な経済損失とはならずは、裁判所のものとはならないだろう。判決が「門前払い」を斥ければ、仮に千円以上にとの訴えは認められずとも、裁判はやれるということで全国的に後続裁判が起こる気運醸成には成るといのが、報告集会での小賀坂弁護団長の解説であった。